

令和4年10月17日

保護者様

インフルエンザによる出席停止の通知書

認定こども園おのすみれ
園長 飯塚 真琴

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は登園停止とします。インフルエンザの登園停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの登園停止期間の基準>
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、こども園へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登園が可能となった場合は、従来の「登園許可証明書」の提出が必要となります。）

.....

保護者が記入

園長様

インフルエンザにおける療養報告書

組氏名 _____

- 1 診断を受けた医療機関： _____
- 2 診断日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日（診断型：A型 B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登園再開日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

（登園再開には下記の登園停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

登園停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： ____ 月 ____ 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（ <u>幼児にあっては3日</u> ）を経過している。 ⇒ 解熱した日： ____ 月 ____ 日

上記のとおり相違ありません。